資料５－２

令和７年度　主な子ども・子育て支援事業について

【保育こども園課】

（１）法人立保育所等補助事業（継続）　　**２６７，５１６千円**

（前年度当初２９７，６０７千円）

①法人立保育所等運営費補助金　内　１１，１００千円（▲７６０千円）

・市独自の基準により保育所等へ運営費の補助を行う。また、事務費割については段階的な廃止とし、令和７年度は２万円を減額し、１施設１万円の補助とする。

②保育所等施設整備補助金　内　０千円（▲３２，３３１千円）

・令和７年度については、国採択内々示があったものから補正により予算措置する方針。安全・安心に保育ができる環境を整備するための改修工事等に対して補助金を交付する。

③特別保育事業費補助金　内　２５３，４１６千円（±０千円）

・延長保育、病児・病後児保育、一時預かり、障がい児保育、幼稚園型一時預かりなどの特別保育を計画的に実施する民間立の特定教育・保育施設に対して補助金を交付する。また、誰でも通園制度については、令和８年度の実施義務化に向けて実施施設等の検討を進める。

④保育士育児休業取得促進事業費補助金　内　３，０００千円（＋３，０００千円）

・産前休暇前から代替保育士を配置する法人立保育所等に対し、代替保育士の雇用に要する経費を補助する。

（２）保育所入所扶助事業【拡充】　　**３，２４７，９２７千円**

（前年度当初３，１０２，９７５千円）

・法人立保育所、認定こども園、事業所内保育事業、市外公立保育所に給付費を支出する。

※令和７年度から、幼児教育・保育の無償化の対象となっていない世帯のうち国基準第５階層（市基準Ｄ３階層）に対し、県と市が連携し保育料の軽減を実施する。【拡充】

（国基準第３階層～第４階層（市基準Ｃ１階層～Ｄ２階層）は令和３年度から軽減実施。）

（３）保育サービス利用者負担軽減事業【拡充】　　**３４，６３０千円**

（前年度当初２９，７６５千円）

①多子世帯副食費支援事業費補助事業　内　１０，３６８千円（▲６６千円）

・市基準による第３子以降の副食費を補助（無償化）

②認可外保育施設等利用者負担軽減事業費補助事業　内１，８７２千円（＋４３２千円）

・認可外保育施設に入所している多子世帯について利用費を補助

③保育料負担軽減事業費補助事業　内　１２，０１５千円（＋４，２２１千円）

・幼児教育・保育の無償化の対象となっていない世帯のうち、認可外保育施設等を利用する世帯で国基準第３階層から第５階層までの保育料について、県と市が連携して軽減。

※第５階層については令和７年度より実施。【拡充】

④子育てのための施設等利用給付費の支給　内　９，４７４千円（▲７２千円）

・幼児教育・保育の無償化による施設等利用費の支給

（４）放課後児童健全育成事業（継続）　　**３１７，４００千円**

（前年度当初２６５，３０７千円）

・放課後児童クラブの運営にかかる業務委託等を実施するとともに、放課後児童クラブを利用する保護者のうち要件に該当する者への保育料補助を行う。

（５）保育こども園総務管理事業（継続）　　**５，８７５千円**

（前年度当初４，００９千円）

・保育料徴収経費、認可外保育施設審議会開催経費、児童福祉施設苦情処理委員任用経費、子どもまつり開催負担金の支出、法人保育園・認定こども園連絡協議会補助金、幼保小指導者研修会開催経費、保育人材確保事業の実施、松陵保育園閉園に伴う転園家庭への初期費用補助　等

（６）保育所管理事業（継続）　　**２０７，８８２千円**

（前年度当初２４２，３４５千円）

・市立保育園を管理する経費。令和７年度より平田保育園の調理業務を外部委託する経費を計上。（松山・八幡に次ぎ３園目）。

（７）病児・病後児保育事業（継続）　　**２２，６７１千円**

（前年度当初２２，２７１千円）

・病気または病気の回復期で、生後３か月から小学３年生までの集団保育が困難な子どもをあきほ病児・病後児保育所（専用施設）において一時的に預かる。また、急な体調不良に対応した、看護師によるタクシーでの病児送迎サービス、および受診付添いサービスを実施する。